

新旧対照表

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準

新						旧							
別表						別表							
整理番号	業種その他の区分			窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考	整理番号	業種その他の区分			窒素含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考
				(1)	(2)						(1)	(2)	
209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上のものに限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域	209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上のものに限る。	20	15	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、10とする。ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域
		イ	日平均排水量 30,000立方メートル未満のものに限る。	25	20				イ	日平均排水量 30,000立方メートル未満のものに限る。	25	20	

						<p>下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間（令和4年11月1日から令和5年3月31日まで、<u>同年9月1日から令和6年3月31日まで、同年9月1日から令和7年3月31日まで、同年9月1日から令和8年3月31日まで、同年9月1日から令和9年3月31日まで及び同年9月1日から令和10年3月31日までの期間</u>）において、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20とする。</p>						<p>下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向けた社会実験の期間（令和4年11月1日から令和5年3月31日まで<u>及び同年9月1日から令和6年3月31日までの期間</u>）において、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20とする。</p>
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

						(イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。									(イ) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---

新旧対照表

水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準

新					旧								
別表					別表								
整理番号	業種その他の区分			りん含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考	整理番号	業種その他の区分			りん含有量 (単位1リットルにつきミリグラム)		備考
				(1)	(2)						(1)	(2)	
209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向け	209	下水道業	ア	日平均排水量 30,000立方メートル以上のものに限る。	1.5	1.5	(ア) 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、第3欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。ただし、豊川流域下水道の豊川浄化センター及び矢作川流域下水道の矢作川浄化センターに係るものにあつては、水質の保全と「豊かな海」の両立に向け
		イ	日平均排水量 30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5				イ	日平均排水量 30,000立方メートル未満のものに限る。	2	1.5	

					<p>た社会実験の期間 （令和4年11月1 日から令和5年3 月31日まで、<u>同年 9月1日から令和 6年3月31日ま で、同年9月1日 から令和7年3月 31日まで、同年9 月1日から令和8 年3月31日まで、 同年9月1日から 令和9年3月31日 まで及び同年9月 1日から令和10年 3月31日までの期 間</u>）において、第 3欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に 従い、2、2とす る。</p> <p>(イ) 高濃度のりん を含有する汚水を 多量に受け入れて 処理するもの（標 準活性汚泥法その 他これと同程度に 下水中のりんを除 去できる方法によ り下水を処理する ものに限る。）に あつては、第3欄 (1)の値は、2と する。</p>											<p>た社会実験の期間 （令和4年11月1 日から令和5年3 月31日まで及び同 年9月1日から令 和6年3月31日ま での期間）におい て、第3欄の値は、 それぞれ同欄の順 序に従い、2、2 とする。</p> <p>(イ) 高濃度のりん を含有する汚水を 多量に受け入れて 処理するもの（標 準活性汚泥法その 他これと同程度に 下水中のりんを除 去できる方法によ り下水を処理する ものに限る。）に あつては、第3欄 (1)の値は、2と する。</p>
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---